

サンコーレンタル総合補償制度

レンタル物件総合補償制度について

お客様が当社のレンタル物件をご使用いただくにあたり破損事故や盗難事故にあわれた場合の修理費用や修理をする期間のレンタル料、また盗難に遭われた場合の物件購入相当額の支払いが一部負担金を除いてお支払いをしていただく必要がなくなる制度です。

保険制度

①自動車(車両登録ナンバー付車両)

☆ 対象車種 …………… 登録ナンバー付自動車(ライトバン・乗用車・トラック・ダンプ・クレーン付きトラック・散水車等)
登録ナンバー付高所作業車 ・ ※00(99)ナンバー付の工作車(大型特殊自動車)等

自動車(車両登録ナンバー付車両)

	種類	対象となる内容	賠償の内容	自己負担金	
相手への補償	対人賠償	自動車事故により、他人を死傷させ賠償責任が生じた場合に支払われます。お客様の責任割合に応じて相手に支払われる保険です。	1人につき 1事故につき	無制限 無制限	なし
	対物賠償	自動車事故で相手の車両、積載物、家屋、ガードレールなど他人のものを破損させ賠償責任が生じた場合お客様の責任割合によって支払われます。	1事故につき	無制限	5万円 (お客様負担)
自身&同乗者のけが	搭乗者傷害	車両に搭乗中の事故によってケガを負った場合に入院、通院日額×日数分の定額が支払われます。また、万が一の死亡や後遺障害の程度に応じて一定額が支払われます。	死亡保険金 1人につき 1,000万円 後遺障害保険金 1人につき 1,000万円まで 医療保険金(日額) 入院 15,000円 通院 10,000円 ※医療保険金は事故日から180日以内の入院通院(通院はそのうち90日間まで)	なし	
	自損事故傷害	お車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合など、自損事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、または通院した場合などにお支払いいたします。(治療費や休業損害が実費で支払われるものではありません) ※この補償は、上記搭乗者傷害と重複して支払われません。	死亡保険金 1人につき 1,500万円 後遺障害保険金 1人につき 2,000万円まで 医療保険金 治療日数1日以上5日未満 5,000円 治療日数5日以上 部位症状別による	なし	
	無保険車傷害	無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害について対象者に対し保険金を支払います。	死亡、後遺障害1名につき2億円	なし	

②車両登録ナンバーなし 自走式建設機械及びその他のレンタル機械

☆ 対象車種 …………… 自走式建設機械(カニクレーン・高所作業車・バックホー・キャリアダンプ・ブルドーザ)
その他の機械(発電機・コンプレッサー・水中ポンプ・投光機等)等

車両登録ナンバーのない車両または機械

	種類	対象となる内容	補償の内容	自己負担金
相手への補償	対人賠償	作業場内において他人を死傷させ、法律上の賠償責任が生じた場合、保険金が支払われます。また、支払われる保険金額はおお客様の責任割合によって変わります。	1人についての限度額 1億円 1事故についての限度額 1億円 *各々の限度額を超えた場合の賠償責任はおお客様負担となります。	5万円 (お客様負担)
	対物賠償	作業場内において他人の財物を破損させ、法律上の賠償責任が生じた場合に保険金が支払われます。また支払われる保険金額はおお客様の責任割合によって変わります。	1事故についての限度額 1億円 *限度額を超えた場合の賠償責任はおお客様負担となります。	

③高所作業車

☆ 対象車種 …………… 車両登録ナンバー付及びナンバー無し自走式高所作業車(スカイマスター・橋梁点検車・スーパーデッキ・ブームリフト
屈曲式ブームリフト・テーブルリフト)

バケット内・プラットフォーム内作業

	種類	対象となる内容	補償の内容	自己負担金
作業 者	バケット内 プラットフォーム内 傷害補償	高所作業車のバケット内、もしくは橋梁点検車のプラットフォーム内において偶然な事故により死亡、後遺障害を負った際に所定の保険金が支払われます。	死亡保険金 1台につき2,000万円 1名につき1,000万円 後遺障害保険金 1台につき2,000万円まで 1名につき1,000万円まで 医療保険金 入院日額 4,500円 通院日額 3,000円	なし

【 注意事項 】

※自己負担金とは賠償において、事故が起きた際にお客様にご負担していただく金額となります。

※同業他社から借りてくる場合の外部チャーター機については、上記補償対象には含まれず、状況に応じての個別対応となることをご了承下さい。

※対人賠償補償の対象は全て「第三者＝他人」をさすものであり、事故の相手がお客様(賃借人)の従業員、運転者の身内(家族)及び当社の従業員の場合は対象外となりますのでご注意ください。

※対物賠償補償の対象物は、「第三者が所有するもの」という条件があり、対人賠償補償と同様にお客様(賃借人)、運転者の身内(家族)の所有、使用、管理する財物は、これに当たらないため、適用を受けられませんのでご注意ください。

※その他損害保険会社の規定に準ずる。

総合補償制度

①登録ナンバー付自動車

区分	対象車両	お客様負担額（消費税別途）			この制度の対象となる事故
		補償料（1日当たり）	1事故負担金（自損）	1事故負担金（全損・盗難）	
（登録ナンバー付自動車）	・軽トラック、軽ダンプ、軽バン、ライトバン ・トラック、ダンプ(1.5t～3t積載車)	500円	10万円	30万円	①火災 ②水災 ③落雷 ④破裂・爆発 ⑤盗難（警察の受理証明がある場合のみ） ⑥突発的に生じた破損・曲損 ⑦運送中の車両の衝突 ⑧脱線 ⑨転覆 ⑩墜落 ⑪取扱い上の不注意 ⑫いたずら ⑬雨・淡水ぬれなど
	・トラック、ダンプ(4t積載車) ・2tパッカー車(塵芥車)、散水車	800円	10万円	50万円～80万円	
	・乗用車 ・トラック式高所作業車	1,000円	10万円	50万～100万円	
	・スーパーデッキ ・橋梁点検車 ・クレーン付きトラック(2t～4t積載車)				

②登録ナンバーなしレンタル機械・機器

区分	対象車両	お客様負担額（消費税別途）			この制度の対象となる事故
		補償料（1日当たり）	1事故負担金（自損）	1事故負担金（全損・盗難）	
レンタル機械（登録車両は除く）	★運搬・掘削・整地機械 ・バックホー 各種 ・キャリアダンプ 各種 ・タイヤショベル・ブルドーザ 各種	400円～800円	10万円～30万円	20万円～100万円	①火災 ②水災 ③落雷 ④破裂・爆発 ⑤盗難（警察の受理証明がある場合のみ） ⑥突発的に生じた破損・曲損 ⑦運送中の車両の衝突 ⑧脱線 ⑨転覆 ⑩墜落 ⑪取扱い上の不注意 ⑫いたずら ⑬雨・淡水ぬれなど
	★高所作業車 ・ブームリフト 各種 ・テーブルタイプ 各種 ・作業台 各種	100円～1,000円	2万円～10万円	5万円～100万円	
	★荷役・揚重機 ・クローラクレーン ・カニクレーン	800円	20万～30万円	50万円～100万円	
	★道路機械 ・ローラー 各種 ・グレーダー ・フィニッシャー ・その他舗装機械 各種	100円～1,000円	2万円～30万円	5万円～100万円	
	★発電機・コンプレッサー ・発電機 各種 ・コンプレッサー 各種 ・エアーツール・電気機械器具 各種	30円～500円	1万円～20万円	2万円～50万円	
	★汎用小物機械各種 ・各種	20円～500円	1万円～10万円	2万円～30万円	

総合補償制度対象外商品（全損・部分損を問わず、お客様の実費負担となります）

- ①電工ドラム・ダクトホース・サクシオンホース・サニーホース他消耗品等
- ②片袖機・両袖機・長机・ロッカー・回転椅子・折りイス他備品等
- ③シーティングパネル・鉄板・ブラシキ・ゴムマット
- ④カラーコーン・クッションドラム・安全ネット・コーンバー・コーンベツト・LED矢印板等

サンコーレンタル総合補償制度は不慮の事故を救済するものであり、無謀運転に備えるものではありません。

★補償されない損害

- ①地震・噴火・津波による損害
- ②故意または重大な過失による損害
- ③保険目的の瑕疵・自然消耗・保険目的の性質による発火・爆発・急激な磨耗
- ④電氣的・機械的事故（エンジン・モーターの焼き付き等）
- ⑤凍結による破損
- ⑥詐欺・横領・紛失・置き忘れによる損害
- ⑦商機の遺失・間接損害
- ⑧その他損害保険会社の規定に準ずる

次に定めた事項により、補償適用ができない場合がありますのでご注意ください。

1. 故意・重大な過失によって生じた損害
2. 詐欺・横領にかかったことによる生じた損害
3. 紛失・置き忘れによって生じた損害
4. 地震・噴火・津波・洪水・土砂崩れ等天災による損害
5. 被補償者と第三者の間の特約によって過重された損害
6. 被補償者と被害者が、親族又は同じ会社内(下請含む)の事故
7. 契約者以外の運転者が運転中の事故
8. 無資格・無免許・酒気帯び及び重大な法令違反による事故
9. 警察署への未届け事故及び事故事実を証明する書類がない場合
10. 期間を無断で延長して使用した場合
11. 商機の遺失・間接傷害
12. 戦争その他変乱・暴動による損害
13. 放射能汚染によって生じた損害
14. 凍結によって生じた損害
15. 部分的盗難による損害
16. 土地の沈下、軟弱化等による土地・建物への二次的損害
17. 電氣的・機械的事故(エンジン及びモーターの焼き付き等)
18. 急激な磨耗・自然磨耗・変質・錆・ねずみ食い・虫食いによる損害
19. 振動・騒音による損害
20. 他人のものであっても自分の管理下にある受託物の損害

【 注意事項 】

- ※補償料は総日数にて請求させていただきます。
- ※事故車の引揚代・レッカー代・修理期間中の休車損害はお客様の実費負担とさせていただきます。
- ※本規定は損害保険会社の規定に基づき支払の対象とさせていただきます。
- ※免責代(お客様負担金)以下の損害の場合には、全額お客様の負担とさせていただきます。
- ※半年の間に複数回対象物及び自損がある場合は、全損・盗難の補償額をお客様負担とさせていただきます。

【 用語説明 】

※免責金額とは各補償において、1事故についてのお客様に支払って頂く負担金をいう。

《事故時の営業所への必要連絡事項》

★①レンタル機種と管理番号②事故の発生日時・場所・状況③事故の発生原因・損害の程度④連絡先(会社・携帯)及びご担当者名を当社指定の書式(事故報告書)にて記載をお願いします。

《その他》

※本制度は令和2年6月現在改訂されたもので、後に予告なしに変更することがありますのでご了承下さい。